

父母会会則 付則 『役員選出規定』

第一条 《目的》

会則第七条に基づき、次年度父母会役員選出のため、本付則を置くものとする。

第二条 《役員候補者選出委員会》

- I) 父母会全体委員会に役員候補者選出委員会を設置し、2013年度は中2の学級委員が担当し、2014年度よりは中2から選出委員を出し、これを担当する。
- II) 役員候補者選出委員会は、候補者選出のための選挙に係る業務を行うものとする。
- III) 役員候補者選出委員会の委員は、選挙権・被選挙権を有しない。被選挙人にもならない。

第三条 《選挙人》

役員候補者選出委員会の決定した日に在籍する全父母会会員

第四条 《被選挙人》

役員候補者選出委員会の決定した日に在籍する、現小1～中1の児童、生徒をもつ会員全てが被選挙人となる。役員候補者選出委員会は、被選挙人名簿を確定する。但し、下記各項目の該当者は、名簿からの除外を申し出ることができる。

1. 帰国・転勤確定者
2. 次年度本校中3生をもつ者
3. 父母会役員経験者
4. 次年度未就園児をもつ者
5. 家庭内に介護の必要な家族をもつ者
6. 本年度 学級委員、学校祭委員、小6・中3アルバム係、小2カーニバル係
7. 本校教職員及び理事運営委員の配偶者

上記以外の理由により、被選挙人名簿からの除外を希望する者は、役員候補者選出委員会が認めた場合に被選挙人名簿から除外される。

第五条 《立候補》

現小1～中2の父母より立候補を受け付ける。

第六条 《選挙》

- I) 選挙人の家庭数につき1枚の「選出用紙」が配布される。
- II) 在学する現小1～中1の名簿より1名を選び記入・投票する。

第七条 《候補者》

- I) 選挙の結果、立候補者と得票多数者が役員候補者として決定される。
- II) 役員候補者は14名とする。ただし、同票の場合はその限りではない。
- III) 同一人が重複して候補者となった場合などの判断は、その当該年度の役員候補者選出委員会に一任する。

第八条 《役員選出》

- I) 役員候補者選出委員会、父母会役員立ち会いにより、第七条により選出された候補者の話し合いで、役員4名と補欠を選出する。
- II) 選出後、次回父母会全体委員会に於いて次年度の役員及び補欠として承認される。

第九条 《改正》

本付則は、父母会全体委員会の3分の2以上の賛成により改正することが出来る。

1993年 1月12日改正	1993年 10月14日改正	1995年 10月12日改正	1996年 2月29日改正
1999年 3月 4日改正	2000年 3月 2日改正	2002年 1月10日改正	2003年 1月 9日改正
2005年 2月 3日改正	2006年 5月 4日改正	2007年 5月 3日改正	2008年 2月 7日改正
2011年 7月14日改正	2012年 2月 2日改正	2012年 10月11日改正	2013年 1月31日改正
2015年 2月 5日改正			